

F 15 機墜落で小松基地に申し入れ

原因究明 飛行中止を

石川県平和委員会は、小松基地所属のF 15 戦闘機が日本海に墜落した事故をうけ、2月2日に県民の会や清潔で明るい小松をつくる会、日本共産党県委員会、同加南地区委員会と共同して自衛隊小松基地に申し入れを行いました=写真。（申し入れ書の要旨は下記に）

県民の会代表委員の飯森博子さんや平和委員会の柴原和美事務局長が基地担当者に申し入れ書を手

渡して、
事故



原因の徹底究明と再発防止策がとられるまでの飛行中止、住民への説明などを求めました。

また、部隊操縦士の技量や後部座席にも操縦士が搭乗していることから、人為的なミスは考えにくい。機体異常の可能性が考えられると事故原因の徹底究明を強く求めました。

小松基地司令 石引 大吾 様

F 15 戦闘機の墜落事故原因の徹底究明と飛行訓練中止、
原因・再発防止策の住民への説明を求める申し入れ 2022年2月2日

日本共産党石川県委員会委員長 秋元 邦宏。日本共産党加南地区委員会委員長 坂本 浩。憲法を生かし新しい県政をつくる石川県民の会代表委員 清水 魏。石川県平和委員会事務局長 柴原 和美。清潔で明るい小松をつくる会代表委員 東 洋子

飛行教導群のF 15 D J 戦闘機1機が、1月31日17時半頃、基地の西北西約5kmの日本海に墜落した。乗員2名の安否は不明とされている（2月1日午前の時点）。一刻も早い救助を望む。

墜落は、離陸直後に日本海側に旋回し速度・高度を上げていく時点で起きており、操縦士の技量や後席にも操縦士が搭乗していることから人為的なミスは考えにくく、むしろ機体異常の可能性が考えられる。

また、墜落が数分早ければ、人家や高速道路などに甚大な被害を与えた可能性がある。墜落位置から考えるとフライトレコーダーや機体の回収は容易と考えられ、交信記録と併せて事故原因の徹底究明をおこなうことを強く求める。同時にその間の飛行訓練を中止することを求める。

この間、私たちは航空自衛隊の「事故の発生を直ちに公表しない」「原因を明らかにしない」「再発防止策を明らかにしない」体質は、重大事故に繋がる要因となりかねないと指摘してきた。また、基地周辺及び飛行経路周辺の住民からは、「次は何が落ちてくるのか」と不安の声が上がっていることも紹介してきた。

今回の墜落事故は、私たちの指摘や住民の声を真摯に受け止めない中で起きたもので、その責任は重大である。

以上の点から、あらためて次のことを求める。1. 住民を巻き込む恐れがある事故について、直ちに公表すること。2. 直ちに飛行訓練を中止し全航空機の一斉点検をおこなうこと。また、徹底した原因究明を行うこと。

3. 事故原因と再発防止策を住民に説明すること。

ロシア大統領 ウラジミール・プーチン殿

ロシアによるウクライナ攻撃に 断固抗議し、即時中止を求める

2022年2月24日 日本平和委員会

本日、ロシア国防省は、ウクライナの軍事基盤、防空兵器、軍事飛行場、空軍を対象とした精密攻撃を行っていると表明。「ウクライナの防空システムを制圧した。空軍基地の軍事施設も破壊した」と発表した。一方、ウクライナのクレバ外相は「プーチンがウクライナへの全面侵攻を開始した。平和なウクライナの都市が攻撃されている。これは侵略戦争だ」と発信した。

このロシアの攻撃は明らかに、国連憲章違反の無

ニュース フラッシュ

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1月26日 | 真宗大谷派金沢教務所学習会で、柴原事務局長が講師を務めました |
| 27日 | 民主諸団体合同で「新春のつどい」 |
| 29日 | ジャーリストの布施祐仁氏「オンライン学習会」県内数か所で視聴 |
| 2月2日 | F 15 戦闘機墜落事故で、緊急の申し入れ |
| 9日 | 6・9署名行動 |
| 11日 | 建国記念の日反対「平和と民主主義を考える集い」 |
| 15日 | 沖縄連帯街頭宣伝 |
| 19日 | 県原水協「総会」 |
| 28日・3月1日 | 「3・1ビキニデー集会」オンラインで視聴 |

法な侵略行為そのものである。この攻撃のエスカレートは、無辜の市民に多大な犠牲と被害をもたらしかねない。しかもロシアは核保有大国であり、攻撃に先立つプーチン大統領の演説でもロシアが世界最大の核保有国であることを強調し、威嚇を強めている。これは、核兵器禁止条約が禁止した核兵器による威嚇を背景にした武力攻撃であり、断じて許されない。また、ウクライナにはチェルノブイリ原発事故現場をはじめ多数の原発が存在している。この武力行使は核の惨禍を生み出す危険もはらんでいる。

私たちは、貴職に対し、ただちにこの無法な武力攻撃、侵略行為を中止することを求めるものである。

《抗議文の送り先》 在日ロシア連邦大使館
メール tokyo@mid.ru
ファックス 03-3505-0593